

【諮問第131号】

17川情個第65号

平成17年10月27日

川崎市教育委員会
委員長 宮田 進 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて
(答申)

平成16年9月22日付け16川教指第1106号で諮問のありました公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

異議申立人の公文書開示請求に対する実施機関の拒否処分は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成16年8月9日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「校長を閲覧時の説明者とししない対応を決めた文書（回議書付かも）の全て（討議資料等の附属書類を含める。）及び前項の会議に参加した全員の職員および校長らのメモ等の文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、平成16年8月20日付けで、閲覧等の説明者出席について文書作成者等である校長に説明をさせないようにする旨の対応を取ることを委員会内部で決めたのは、内部で意思統一を図ったという意味であり、そのための会議等は開催しておらず、校長を閲覧時の説明者とししない対応を決めた文書及び会議に参加した全員の職員および校長らのメモ等の文書は存在していないとして、本件請求に対し、拒否処分を行った。

異議申立人は、平成16年8月23日付けで、拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第131号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成16年12月10日付け及び平成17年4月26日付け意見書並びに平成17年5月9日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、学校関係の公文書開示請求等について学校が直接対応するのではなく、事務局の所管が行っているというのが一般的対応方法であるため、そのことを改めて会議にかけて決めたり、その記録を公文書として保存している事実はないといっているが、この程度の理由だけでは、文書不存在の理由にはなり得ない。
- (2) 学校の文書を管理する校長が自ら作成したり取得した文書に対して閲覧請求があれば、文書管理者として文書の存否や訂正等の説明をすることはその責任範囲内の事項である。説明責任の原則は文書管理者にあることは明らかである。
- (3) 教育委員の一人でもあり、教育委員会の中心的存在である教育長がかわったことにより、実施機関教育委員会は、新たな体制となった。したがって、新たな教育委員会会議において本件異議申立てについて諮問継続を決定したのか、審査会が確認を行わなければならない。

4 実施機関の主張要旨

平成16年11月4日付け処分理由説明書及び平成17年3月25日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

教育委員会では従前から報告書その他学校関係の公文書開示請求等については、学校が直接対応するのではなく事務局の所管課において対応している。

これは、学校関係の公文書開示請求等に関する事務局の一般的な対応方法であり、このことを改めて会議にかけて決めたり、その記録を公文書として保存している事実はない。

したがって、本件請求の対象公文書である「校長を閲覧時の説明者としない対応を決めた文書」及び「会議に参加した全員の職員および校長らのメモ等の文書」は存在しておらず、拒否処分を行ったものである。

5 審査会の判断

本件は、異議申立人が別途開示請求を行っていた学校事故に関する事故報告書を閲覧する際に、報告書の作成者である当該校の校長の立会いを求めたのに対し、学校教育部長が、「閲覧時の説明者出席について、文書作成者等である校長に説明をさせないようにする旨の対応をとることを委員会内部で決めた」として、当該校の校長は立会わせない旨回答したことから、異議申立人が、「校長を閲覧時の説明者としない対応を決めた文書」及び「会議に参加した全員の職員および校長らのメモ等の文書」の開示を求めたものである。

これに対し、実施機関は、「閲覧時の説明者出席について、文書作成者等である校長に説明をさせないようにする旨の対応をとることを委員会内部で決めた」のは、内部で意思統一を図ったという意味であり、そのための会議等は開催されていないとして、「校長を閲覧時の説明者としない対応を決めた文書」及び「会議に参加した全員の職員および校長らのメモ等の文書」について、不存在を理由に拒否処分を行なった。

しかし、実施機関が、閲覧時の説明者出席について、文書作成者等である校長に説明させないように「内部で意思統一を図った」ということは、校長を閲覧時の説明者としていない対応を決めるための会議を開催したか否かにかかわらず、教育委員会において、開示文書の閲覧時の説明者出席について、文書作成者等である校長に説明させないと決定したことにほかならない。

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項第3号によれば、不服申立に対する決定以外の公文書の開示請求等に関することは、教育長の専決事項とされており、川崎市教育委員会事務局等事務決裁規程第5条の別表に公文書の開示に関することを明示した規定がないため、閲覧時の説明者出席について、文書作成者等である校長に説明させないようにすることを決定することは教育長の専権事項ではないかとの疑問があるが、それはさておき、そのような決定をしたのであれば、「校長を閲覧時の説明者としていない対応を決めた文書」が作成されていてしかるべきである。

そこで、もし、上記のような文書が作成されたとすれば情報公開の総括に関することとして、総務部庶務課、あるいは学校の運営に関することとして学校教育部指導課の所管であることから、当審査会は、総務部庶務課および学校教育部指導課で作成された文書に、「校長を閲覧時の説明者としていない対応を決めた文書」が存在しないかを調査することとし、あわせて、校長を閲覧時の説明者としていない対応を決め

るための会議を開催した事実はないかを調査するため、「校長を閲覧時の説明者とし
ない対応を決めるための会議を開催したことをうかがわせる文書」が存在しない
かを調査することとした。また、調査する文書の作成期間は、該当する文書の保存
期間と考えられる5年前にさかのぼり、平成12年4月1日から、本件開示請求に
対して実施機関が拒否処分を行った平成16年8月20日までとした。そして、平
成17年6月6日、調査を実施したが、前期期間内に、総務部庶務課および学校教
育部指導課で作成された文書のなかに該当する文書を発見することはできなかった。

以上のとおり、当審査会としては「校長を閲覧時の説明者とし
ない対応を決めた文書」および「校長を閲覧時の説明者とし
ない対応を決めるための会議を開催したことをうかがわせる文書」の存在を認める
ことができなかったため、「校長を閲覧時の説明者とし
ない対応を決めた文書」及び「会議に参加した全員の職員および校
長らのメモ等の文書」について、実施機関の行った文書不存在を理由とする本
件拒否処分は妥当であると判断せざるを得ない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員	小林	美智子
委員	鈴木	庸夫
委員	高岡	香
委員	安富	潔